

報道資料

職員の失職について

職員が、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項（※禁固以上の刑に処せられた者など）に該当したときは、法律上、地方公務員の職を失います（失職といいます。）。

今回、令和 3 年 12 月に起訴された職員が、令和 5 年 4 月 10 日に静岡地方裁判所から懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決を受け、同月 25 日に刑が確定したことから、地方公務員法の規定（第 28 条第 4 項）に基づき失職となるものです。

1 該当職員

保健福祉長寿局 一般職員 40 代 男性

2 失職年月日

令和 5 年 4 月 25 日

3 事実概要

令和 3 年 9 月 30 日午後 11 時 21 分頃、静岡市役所内の事務室において、被害者が使用する机の引出し内に保管されていたコインケースから同人所有の現金 5,000 円（500 円硬貨 10 枚）を窃取したとして、窃盗（刑法第 235 条）の罪に問われた事件

【本件事案の罪名】

窃盗（刑法第 235 条）

4 公判等経緯

令和 3 年 11 月 24 日 窃盗の疑いで逮捕

令和 3 年 12 月 14 日 起訴

令和 4 年 4 月 19 日 第 1 回公判（静岡地方裁判所）

令和 5 年 4 月 10 日 第一審判決（懲役 1 年、執行猶予 3 年）

令和 5 年 4 月 25 日 刑確定、失職

総務局次長コメント

職員が起こした行為により、行政に対する信頼を損ねたことに対して、改めて深くお詫び申し上げます。

再発防止策を徹底し、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和 5 年 4 月 25 日

総務局次長 たかだ かずまさ
高田 和昌

【問合せ】

人事課 人事第 2 係

電話 054-221-1009